

佐賀県労働委員会訓令甲第一号

佐賀県労働委員会事務局

佐賀県労働委員会訓令の形式の左横書きの実施に関する規程を、次のように定める。

平成二十四年十一月二日

佐賀県労働委員会

会長 前 田 和 馬

佐賀県労働委員会訓令の形式の左横書きの実施に関する規程

(形式の改正)

第一条 この規程の施行の際現に定められている労働委員会訓令については、佐賀県訓令の形式の左横書きの実施に関する規程（平成二十四年佐賀県訓令甲第十四号）の規定の例により左横書きに改正する。

(補則)

第二条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。